

退職手当支給内申書

(元号) 年 月 日

殿

所属長

岡山県職員の退職手当に関する条例第 条の規定による退職手当を支給してくだ
 ださるよう証拠書類を添えて内申します。

退職当時の所	所属名	所属コード	所属電話番号 () -			
	所在地	〒				
退職当時の職名		退職 (死亡)	(元号)	年	月	日
ふりがな 氏名	職員番号		年齢	満 歳		
過去の退職手当支給の有無及びその期間		有・無	(元号) 年 月 日から	年 月		
			(元号) 年 月 日まで			
退職事由又は死因		1 応募認定 2 一身上の都合 3 死亡 4 任期終了 5 その他()				
退職後の職業又は勤務先		1 なし 3 公務員(退職日の翌日から_____) 2 民間会社等 4 公務員(退職の翌々日以降から)				
退職後の住所 (退職手当送金先)		〒		電話番号 () -		
ふりがな 遺族の氏名				職員との続柄		
退職当時の月収額	給料表・級号給	・ 級 号給		備 考		
	給 料	円				
	教 職 調 整 額	円				
	給 料 の 調 整 額	有・無	円			
	合 計	円				

退職手当支給内申書

(元号) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡山県教育委員会 殿

氏名は不要
(あっても差し支えない)

退職日

所属長

備前市立〇〇小学校長

岡山県職員の退職手当に関する条例第 3 条の規定による退職手当を支給してください。ださるよう証拠書類を添えて内申します。

次頁の「適用条」を参照の上、記入すること

退職当時の所属	所属名	所属コード 2 A 〇 〇 〇	備前市立〇〇小学校	所属電話番号 (0869)
	所在地	〒705-0022 備前市東		

会計年度任用職員(フルタイム)は、「会計年度任用職員」と記入すること

退職当時の職名	教諭	退職(死亡)年月日	(元号) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
---------	----	-----------	---------------------

ふりがな	職員番号	びぜん じろう	年齢	満 ○ 歳
氏名	087654	備前 次郎		

過去の退職手当支給の有無及びその期間	有	(元号) 年 月 日 から	年 月
	無	(元号) 年 月 日 まで	

退職事由又は死因	1 応募認定 <input type="radio"/> 2 一身上の都合 <input checked="" type="radio"/> 3 死亡 <input type="radio"/> 4 任期終了 <input type="radio"/> 5 その他()
----------	--

記入漏れに注意

退職後の職業又は勤務先	1 なし <input checked="" type="radio"/> 2 公務員(退職日の翌日から市費教員(退職手当通算しない職)) 3 民間会社等 4 公務員(退)
-------------	---

退職後の住所(退職手当送金先)	〒705-0021 備前市西片上2-3-4 (0869) 64-△△△△
-----------------	--------------------------------------

未定の場合は確実に郵便物の届く実家等を記入すること

遺族の氏名	
-------	--

給料表の記入漏れに注意
※会計年度任用職員(フルタイム)は空欄

退職当時の月収額	給料表・級号給	小中・2級 ○号給		
	給料	円		
	教職調整額	円		
	給料の調整額	有・無	円	
	合計		円	

特別支援学校の教育職給料表適用者、その他の校種の特別支援学級・通級担当者等は要確認

(5) 退職手当の種別

適用条	適用者	勤続期間	支給率等
3条	20年以上の自己都合	1～10年	(支給率) 100/100
	10年以下の定年 (※)	11～15年	(〃) 110/100
	公務外傷病	16～20年	(〃) 160/100
	10年以下の任期終了 (※)	21～25年	(〃) 200/100
	10年以下の公務外死亡	26～30年	(〃) 160/100
	10年以下の通勤災害による傷病 (公務外)	31年以上	(〃) 120/100
	勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.7/100 (調整率) (平成30年附則)		
	43年以上の自己都合 43年以上の公務外傷病 43年以上の任期終了 (会計年度任用職員 (フルタイム) のみ)		(支給率×調整率) 給料月額47,709
	19年以下の自己都合	1～10年の者 11～15年の者 16～19年の者	20年以上の自己都合の場合における 支給率×右の割合
	該当する区分の支給率×83.7/100 (調整率) (平成30年附則)		
4条	11～24年の応募認定 (45歳以上50歳未満)	1～10年	(支給率) 125/100
	11～24年の任期終了 (※) 11～24年の公務外死亡 11～24年の通勤災害による傷病 (公務外)	11～15年 16～24年	(〃) 137.5/100 (〃) 200/100
	勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.7/100 (調整率) (平成30年附則)		
5条	11～24年の定年 (※)・応募認定 (50歳以上)	1～10年	(支給率) 150/100
	25年以上の定年 (※)・応募認定 (45歳以上)	11～25年	(〃) 165/100
	25年以上の任期終了 (※)	26～34年	(〃) 180/100
	25年以上の公務外死亡	35年以上	(〃) 105/100
	25年以上の通勤災害による傷病 (公務外)		
	公務上の死亡		
	公務上の傷病		
	勤続期間に上記の割合を乗じて得た支給率×83.7/100 (調整率) (平成30年附則)		
	36年以上の定年 (※)・応募認定 (45歳以上) 36年以上の任期終了 (※) 36年以上の公務外死亡 36年以上の通勤災害による傷病 (公務外) 36年以上の公務上の死亡 36年以上の公務上の傷病		(支給率×調整率) 給料月額47,709
5条の3	20年以上の応募認定, 公務上の傷病・死亡 (45歳以上で60歳に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者)	給料月額に定年までの残年数1年につき3%加算	

※ 支給率は, 当該期間について1年当たりの支給割合である。

※ 支給率 (調整率を含む) …平成30年度～

※ 任期終了の会計年度任用職員 (フルタイム) については, 勤続期間にかかわらず, 3条適用となる。

※ 60歳に達した日以降, 非違によらず退職する者は, 定年と同じ扱いとなる。

※ 上記の表をわかりやすくまとめたものが, 173頁の「退職手当事由別支給率表 (調整率を含む)」である。